

今後の介護人材養成の在り方について(概要)

(平成23年1月 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会報告書)

1. 検討の背景

- 高齢化の進展や世帯構造の変化(数字はいずれも平成21年)
 - ・ 高齢化率=22.8%
 - ・ 世帯総数=4,801万世帯。うち約4割(2,013万)に高齢者がおり、その半数以上は単独・夫婦のみ(計1,062万)
- 質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、介護人材の安定的確保・資質向上が不可欠。現場の中核を担う介護福祉士については、資質向上を図る観点から、平成19年に法律改正し、資格取得方法を見直し。一方で、地域によっては人材が不足している等の課題があり、介護人材の安定的な確保に向けた配慮も必要。
 - ・ 介護職員=128.0万人、うち介護福祉士は40.6万人(いずれも平成20年)
 - ・ 平成37年には212~255万人の介護職員が必要(社会保障国民会議推計)
 - ・ 介護分野の有効求人倍率は1.53倍(平成22年11月)

2. 報告書の概要(ポイント)

1 介護人材の養成体系を整理

- ① **今後のキャリアパスは、「初任者研修修了者→介護福祉士→認定介護福祉士」を基本とする。**
⇒ 簡素でわかりやすいものとし、介護の世界で生涯働き続けることができるという展望を持てるようにする。
- ② **現在のホームヘルパー2級を「初任者研修(仮称)」と位置付け。**
介護職員基礎研修は、実務者研修(後述)の施行に合わせて、実務者研修に一本化。
⇒ 初任者研修は、在宅・施設を問わず、介護職として働く上で基本となる知識・技術を修得する研修とする。

- ③ **実務者研修は、以下のように見直し。** (注)19年法改正により、国家試験を受験する実務経験者に義務付けられた研修

ア 研修時間は450時間

⇒ 実務者研修の目標は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の修得。また、研修を通じて、今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得を期待。

一方、実務者研修に負担感を持つ者も多い現状を踏まえ、現場職員の意欲を減退させない配慮も必要であることから、研修目標は維持しつつ、時間数を見直し。(19年法改正時は600時間を想定)

イ 働きながらも研修を受講しやすい環境を整備

⇒ 通信教育の活用、身近な地域で研修を受講できるための環境整備、過去に受講した研修(ホームヘルパー2級等)を読み替える仕組み、受講費用の支援 等

ウ 施行を3年間延期(24→27年度)

⇒ 実務者研修の見直し、介護福祉士によるたんの吸引等の実施等に伴い、施行時期を延期。(28年1月予定の試験から適用)

- ④ **介護福祉士養成施設卒業者に対する国家試験の義務付けの施行を3年間延期(24→27年度)**

⇒ 19年法改正の趣旨(資格取得方法の統一化)や、介護福祉士によるたんの吸引等の実施に向けた養成カリキュラムの検討が必要であること等を勘案し、施行時期を延期。(28年1月予定の試験から適用)

- ⑤ **介護福祉士資格取得者がステップアップできるよう、認定介護福祉士(仮称)の仕組みづくりを進める。**

⇒ 資格取得後一定の実務経験を経て、幅広い知識・技術を身に付け、質の高い介護を行い、他の現場職員を指導できるレベルに達した介護福祉士を職能団体が主役となって認定。

今後、職能団体が主役となって、具体化に向けた検討。

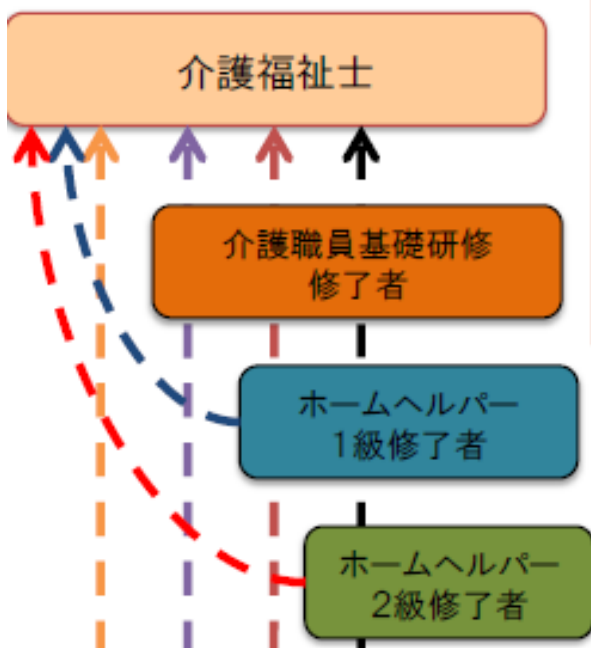
2 介護職員に占める介護福祉士の割合の目安を提示(当面5割以上)

⇒ 利用者に対する質の高いサービスの提供と介護人材の確保という二つの目的を両立させていく観点から、当面5割以上を目安とする。

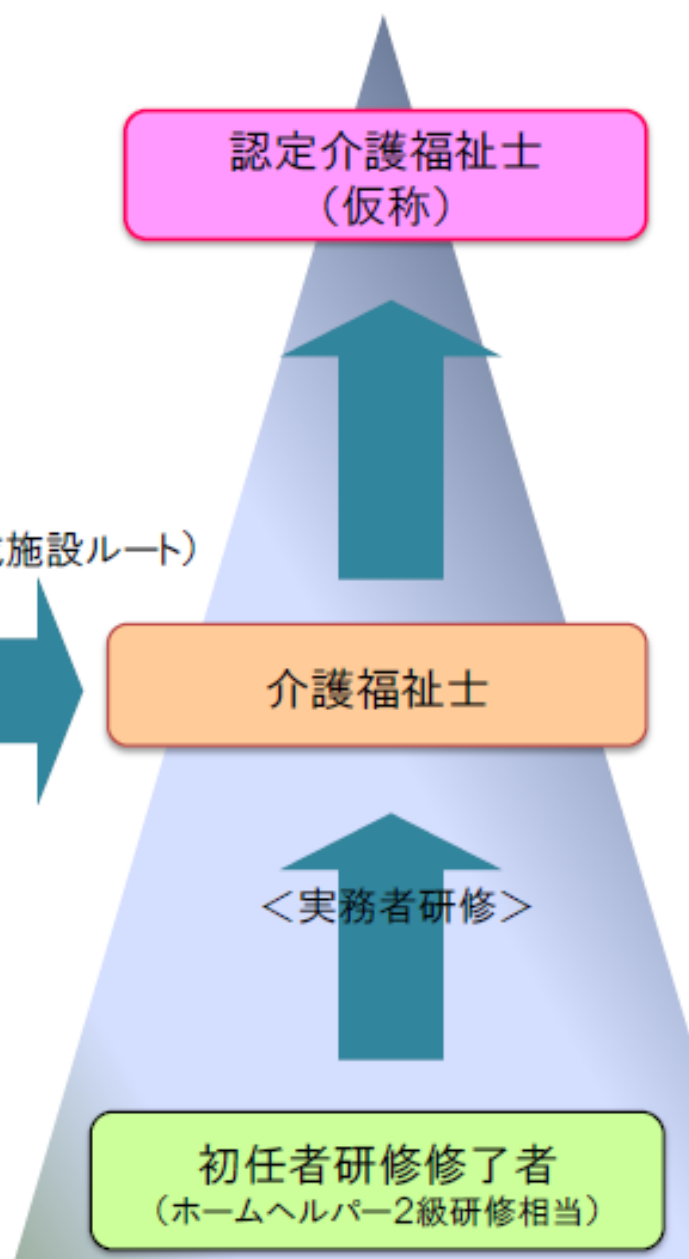
今後の介護人材キャリアパス

【現在のキャリアパス】

資格取得後の
キャリアパスに十分
な仕組みがない！



(養成施設ルート)



- 多様な生活障害をもつ利用者
に質の高い介護を実践
- 介護技術の指導や職種間連携の
キーパーソンとなり、チームケアの
質を改善



- 利用者の状態像に応じた介護や
他職種との連携等を行うための幅
広い領域の知識・技術を修得し、
的確な介護を実践



- 在宅・施設で働く上で必要となる
基本的な知識・技術を修得し、指
示を受けながら、介護業務を実践

実務者研修の概要

【考え方】

800 時間課程のうち、実務経験のみでは修得できない知識・技術を中心に構成。

既存研修との読替えを行うことを念頭に、原則として、科目をⅠ・Ⅱに分割。

Ⅰ… 基本的事項（就業初期の段階で受講することが望ましい事項）

Ⅱ… 応用的事項（知識・技術の効果的な定着・向上を促す観点から、一定の実務を経た後に受講することが望ましい事項）

多様な教育主体によって教育が担われる（科目読替が行われる）ことから、教育水準を担保するため「到達目標」を規定し、基準化。

実務者研修（6ヶ月研修）の教育カリキュラム

科目	内容
社会の理解	人間の理解、生活と福祉、社会保障制度、介護保険制度など
介護の基本	介護の理念、介護実践における連携、リスクマネジメントなど
コミュニケーション技術	利用者・家族とのコミュニケーションなど
生活支援技術	自立に向けた居住環境の整備、自立に向けた移動の介護など
介護過程	介護過程の意義、介護過程の展開 など
発達と老化の理解	人間の成長と発達の理解、老化に伴うこころとからだの変化 など
認知症の理解	医学的側面から見た認知症の理解、認知症に伴うこころとからだの変化
障害の理解	障害の理解、障害の医学的側面の知識など
こころとからだのしくみ	こころのしくみの理解、からだのしくみの理解 など
医療的ケア	たんの吸引、経管栄養
合計	450 時間程度

【スクーリングの取扱い】

- スクーリングの時間は、最低限 45 時間 + α （医療的ケア関係）
- スクーリングでは、ケーススタディ（応用的な事例を用いて実践力を養成する）、介護技術の評価、通信教育等で修得した知識の修得度確認、医療的ケアに関する演習を行う。
- 他の学校・養成施設、介護実習Ⅱを行う施設・事業所への委託実施可。

【通信課程での評価】

- 科目ごとにレポート（課題）を提出し、添削指導、評価。

実務者研修のカリキュラム内容

教育内容	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標 【評価課題の実施】
人間の尊厳と自立 (5時間)	①人間の尊厳と自立	○ 尊厳の保持、自立・自律の支援、ノーマライゼーション、利用者のプライバシーの保護、権利擁護等、介護の基本的な理念を理解している。
社会の理解Ⅰ (5時間)	①介護保険制度	○ 介護保険制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。
社会の理解Ⅱ (30時間)	①生活と福祉 ②社会保障制度 ③障害者自立支援制度 ④介護実践に関連する諸制度	○ 家族、地域、社会との関連から生活と福祉をとらえることができる。 社会保障制度の発達、体系、財源等についての基本的な知識を修得している。 ○ 障害者自立支援制度の体系、目的、サービスの種類と内容、利用までの流れ、利用者負担、専門職の役割等を理解し、利用者等に助言できる。 ○ 成年後見制度、生活保護制度、保健医療サービス等、介護実践に関連する制度の概要を理解している。
介護の基本Ⅰ (10時間)	①介護福祉士制度 ②尊厳の保持、自立に向けた介護の考え方と展開 ③介護福祉士の倫理	○ 介護福祉士制度の沿革、法的な定義・業務範囲・義務等を理解している。 ○ 個別ケア、ICF（国際生活機能分類）、リハビリテーション等の考え方を踏まえ、尊厳の保持、自立に向けた介護を展開するプロセス等を理解している。 ○ 介護福祉士の職業倫理、身体拘束禁止・虐待防止に関する法制度等を理解し、倫理を遵守している。
介護の基本Ⅱ (20時間)	①介護を必要とする人の生活の理解と支援 ②介護実践における連携 ③介護における安全の確保とリスクマネジメント ④介護福祉士の安全	○ 介護を必要とする高齢者や障害者等の生活を理解し、ニーズや支援の課題を把握することができる。 ○ チームアプローチに関わる職種や関係機関の役割、連携方法に関する知識を修得している。 ○ リスクの分析と事故防止、感染管理等、介護における安全確保に関する知識を修得している。 ○ 介護福祉士の心身の健康管理や労働安全対策に関する知識を修得している。

教育内容	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
コミュニケーション技術 (20 時間)	①介護におけるコミュニケーション技術 ②介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③介護におけるチームのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者・家族とのコミュニケーション・相談援助の技術を修得している。 ○ 援助関係を構築し、ニーズや意欲を引き出すことができる。 ○ 利用者の感覚・運動・認知等の機能に応じたコミュニケーションの技法を選択し活用できる。 ○ 状況や目的に応じた記録、報告、会議等での情報の共有化ができる。
生活支援技術 I (20 時間)	①生活支援と ICF ②ボディメカニクスの活用 ③介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・ ④環境整備、福祉用具活用等の視点	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活支援における ICF の意義と枠組みを理解している。 ○ ボディメカニクスを活用した介護の原則を理解し、実施できる。 ○ 介護技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等）、利用者。環境を整備する視口腔清潔、家事援助等）取得している。 ○ 住居環境の整備、福祉用具の活用により、利用者の環境を整備する視点、留意点を理解している。
生活支援技術 II (30 時間)	①利用者の心身の状況に合わせた介護、福祉用具等の活用、 環境整備 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下について、利用者の心身の状態に合わせた介護、福祉用具等の活用、環境整備を行うことができる。 ・移動・移乗・食事・入浴・清潔保持・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔・睡眠・終末期の介護
介護過程 I (20 時間)	①介護過程の基礎的知識 ②介護過程の展開 ③介護過程とチームアプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護過程の目的、意義、展開等を理解している。 ○ 介護過程を踏まえ、目標に沿って計画的に介護を行う。 ○ チームで介護過程を展開するための情報共有の方法、各職種の役割を理解している。
介護過程 II (25 時間)	①介護過程の展開の実際 ・利用者の状態（障害、要介護度、医療依存度、 居住の場、家族の状況等）について事例を設定し、介護過程を展開させる。 ・観察のポイント、安全確保・事故防止、家族支援、他機関との連携等についても考察させる。	
	到達目標	○ 情報収集、アセスメント、介護計画立案、実施、モニタリング、介護計画の見直しを行うことができる。

教育内容	教育に含むべき事項と教育内容	到達目標
障害の理解 I (10 時間)	①障害者福祉の理念 ②障害による生活障害、心理 1 行動の特徴 ③障害児者や家族へのかかわり・支援の基本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害の概念の変遷や障害者福祉の歴史を踏まえ、今日的な障害者福祉の理念を理解している。 ○ 障害（身体・知的・精神・発達障害・難病等）による生活上の障害、心理・行動の特徴を理解している。 ○ 障害児者やその家族に対する関わり・支援の基本を理解している。
障害の理解 II (20 時間)	①医学的側面からみた障害の理解 ②障害児者への支援の実際	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な障害の種類・原因・特性、障害に伴う機能の変化等についての医学的知識を修得している。 ○ 障害児者の障害、家族・社会関係、居住環境等についてアセスメントし、その状況に合わせた支援ができる。 ○ 地域におけるサポキ体制を理町・支援に活用できる 0
こころとからだのしくみ I (20 時間)	①介護に関係した身体の仕組みの基礎的な理解 （移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔等）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護に関係した身体の構造や機能に関する基本的な知識を修得している。
こころとからだのしくみ II (60 時間)	①人間の心理 ②人体の構造と機能 ③身体の仕組み、心理・認知機能等を踏まえた 介護におけるアセスメント観察のポイント、介護・連携等の留意点 ・移動・移乗 ・食事 ・入浴・清潔保持・排泄 ・着脱、整容、口腔清潔 ・睡眠 ・終末期の介護	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人間の基本的欲求、学習・記憶等に関する基礎的知識を修得している。 ○ 生命の維持・恒常、人体の部位、骨格・関節・筋肉・神経、ボディメカニクス等、人体の構造と機能についての基本的な知識を修得している。 ○ 身体の仕組み、心理・認知機能等についての知識を活用し、アセスメント、観察、介護、他職種との連携が行える。
医療的ケア (50 時間)	医療的ケア実施の基礎、嚔痰吸引（基礎的知識・実施手順）線管栄養（基礎的知識 t 実施手順）医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を取得する。	

実務経験者の学習イメージの例

注) 実務者研修(6か月研修)を450時間程度とした場合

【前提】

- ・1年間かけて研修を終えることを想定。(数年間かけることも可能)
- ・通信教育を中心した学習とし、通学(スクーリング)は45時間程度と仮定。
- ・ホームヘルパー2級未取得の場合。

【学習イメージ】<1年コースの場合>

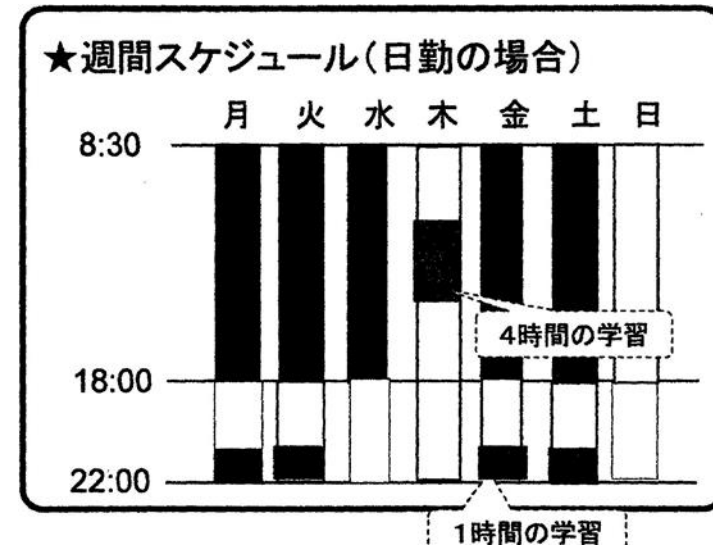
(通学) ⇒ 2か月に1回程度

(通信学習) ⇒ 毎週8時間程度の学習。例えば、

- ①週1回は4時間(休日を活用)
- ②週4回は1時間(出勤日を活用)

【備考】

- ・ホームヘルパー2級取得者の場合、130時間分は免除。
- ⇒ 通信学習の時間は、毎週5時間程度となる。



認定介護福祉士（仮称）について

I 認定介護福祉士(仮称)の役割

◆介護チーム(ユニット等 5~10 名の介護職によるサービス提供チーム)のリーダーに対する教育指導、サービスのマネジメントを行い、介護チームのサービスの質を向上させる。

*介護チームのリーダー(ユニットリーダー、サービス提供責任者等)を教育指導・小規模拠点のサービス管理を行う位置にある。

◆利用者の生活支援において他職種と介護チームとの連携・協働を促進する(中核となる)役割

*これらの役割を果たす前提として十分な介護実践力(実務経験等を通じた判断力、介護提供能力)を備えていることが必要

II 現介護福祉士・認定介護福祉士と実務経験年数対応図

